

議第60号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2 有料供用時間の欄中「(12月29日から同月31日までを除く。)」を削り、「同月30日まで」を「12月31日までの期間のうち市長が告示で定める期間」に改める。

別表第3 1 備考以外の部分中

|   |            |       |       |
|---|------------|-------|-------|
| 「 | 自動二輪車及び自転車 | 200   | 」を    |
| 「 | 自動二輪車      | 400   | 」に、   |
|   | 自転車        | 200   |       |
| 「 |            | 800   | 」を「   |
|   |            | 1,000 | 」に改め、 |

同表2 備考以外の部分中

|   |            |     |     |
|---|------------|-----|-----|
| 「 | 自動二輪車及び自転車 | 300 | 」を  |
| 「 | 自動二輪車      | 600 | 」に、 |
|   | 自転車        | 300 |     |

「1,000」を「1,200」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

観光駐車場の有料供用時間を変更するとともに、駐車料金の適正化を図る必要があるので提案する。